



人権 の 物語





ユナイテッド・フォー・ ヒューマンライツ

ユナイテッド・フォー・ヒューマンライツ (United for Human Rights, UHR) は、アメリカ合衆国ロサンゼルスに本部を置く非営利・非課税団体です。世界各地に支部があります。ユナイテッド・フォー・ヒューマンライツは、世界人権宣言に対する意識を向上させるために、町、地方、国、さらに国際レベルで個人、教育者、団体、行政機関が一体となるのを援助しています。

UHRは多くの人権団体の活動を援助し、世界人権宣言とその結果生まれた国際人権章典の実施に向けて、これら諸団体がひとつに団結するよう促しています。国際人権章典は、「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」から成っています。

UHRの主な機能のひとつに教育があります。UHRの姉妹団体であるユース・フォー・ヒューマンライツ インターナショナル (YHRI) は、青少年や子供たちが寛容さと平和を支持する市民になるよう、彼らの人権について教育しています。UHRは人々の人権に関する知識を向上させ、深い理解をもたらすために、世界人権宣言の完全な実施を推し進める行政活動および法的活動を支援し、有益な、また教育的な情報を提供します。





目次

フィルムの内容	5
はじめに：人権とは	6
人権の背景	8
世界人権宣言小史	10
世界人権宣言	12
国際人権法についての基礎知識	26
理想と現実	30
人権を求める主張	32
人権支持者になる	34





このブックレットは、
教育フィルム「人権の物語」の
ガイドとなるものです。





フィルムの 内容

人権の物語

「人権」という世界で最も誤解されている言葉を、印象的な映像を通じて明確に定義したショート・フィルム。

30の権利、30の広告

「世界人権宣言」の各条項を描いた30の公共サービス広告（受賞作品）。





はじめに： 人権とは

人権の定義：

「あらゆる人に与えられた
基本的な権利と自由。

多くの場合、生命と自由に対する権利、
思想や表現の自由、そして法の前の
平等を含むものと見なされる。」

人

権は、個人を尊重するという原則に基づいています。その基本的な前提は、それぞれの人が道徳的かつ理性的な存在であり、敬意をもって遇されるに値するというものです。それらが人権と呼ばれるのは、普遍的なものであるからです。固有の権利を享受する国家や特殊な集団が存在する一方で、人権はすべての人に当てはまるものなのです。

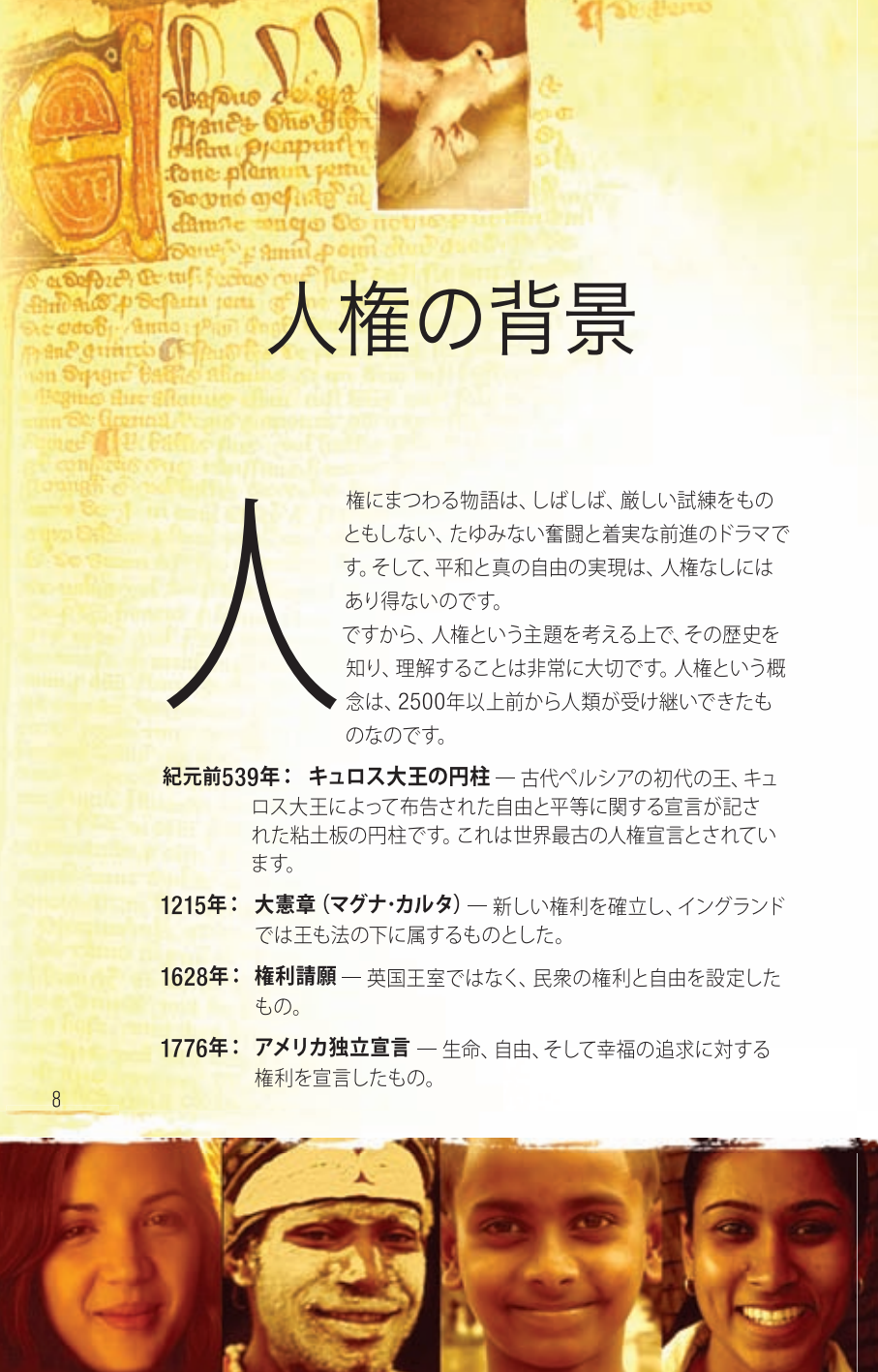


人権が網羅する範囲はかなり広範なものです。それが意味するのは、選択と機会であり、職を得たり、職業を選んだり、自由に伴侶を選び、子供を育てる自由のことを意味します。その中には、どこにでも移動する自由、嫌がらせや虐待、そして勝手な解雇に脅かされることなく、仕事をして給与を得る権利が含まれます。それには、憩いの時間を持つ権利さえ含まれています。究極的に言って、人権は、暮らしの中で人々が大切にしているものすべての基盤にあるものです。「人権」という言葉が生まれる遥か前に、人々は人間の基本的な自由のために戦い、そして死んでいきました。

世界人権宣言は、人権に関する世界最高の法律文書です。その序文「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを認識することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」は、現代の人権制度の核心を成す原理を力強く表明したものです。

しかし、これらの目標を主張することと、それを達成することの間には大きなギャップがあります。自由を奪われている人々は何百万人もいます。不当な逮捕や裁判がまかり通ることもしばしばです。長い間平和とは無縁な地域は世界各地にあります。普遍的な人権と、大きく広がる人権侵害との間の大きな隔たりに橋を架けること、それが人権を支持する人々が取り組んでいる課題なのです。





人権の背景

人

権にまつわる物語は、しばしば、厳しい試練をものともしない、たゆみない奮闘と着実な前進のドラマです。そして、平和と真の自由の実現は、人権なしにはあり得ないのです。

ですから、人権という主題を考える上で、その歴史を知り、理解することは非常に大切です。人権という概念は、2500年以上前から人類が受け継いできたものなのです。

紀元前539年： キュロス大王の円柱 — 古代ペルシアの初代の王、キュロス大王によって布告された自由と平等に関する宣言が記された粘土板の円柱です。これは世界最古の人権宣言とされています。

1215年： 大憲章（マグナ・カルタ） — 新しい権利を確立し、イングランドでは王も法の下に属するものとした。

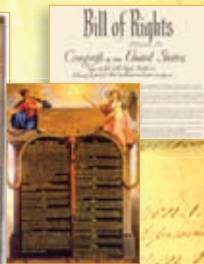
1628年： 権利請願 — 英国王室ではなく、民衆の権利と自由を設定したもの。

1776年： アメリカ独立宣言 — 生命、自由、そして幸福の追求に対する権利を宣言したもの。

DES DROITS DE L'HOMME



キュロス大王（紀元前585年–529年）によって布告された初の人権宣言は、この粘土板の円柱に刻まれています。



1787年：アメリカ合衆国憲法 — 市民の基本的な諸権利を規定し、アメリカ合衆国連邦政府の制度における基本法を成すものです。

1789年：人間と市民の権利の宣言 — フランスで、法の下においてすべての国民が平等であることを確立した。

1791年：アメリカ合衆国権利章典 — 連邦政府の権限を制限し、合衆国の領土におけるすべての市民、居住者、滞在者の権利を保護するもの。

1864年：ジュネーブ条約（赤十字条約） — 国際法の基準を設定した。

1948年：国連世界人権宣言 — すべての人に与えられた30の権利を宣言した最初の宣言書。





世界人権宣言 小史

第

2次世界大戦前とその最中、ファシストに支配されたドイツによって少数民族や独立独歩の考え方を持つ個人に対して犯された残虐行為は、世界中に衝撃と恐怖を巻き起こしました。その大戦終結後、戦勝国家が一同に会し、これらの殺戮行為が繰り返されることを防ぎ、平和を推進するための方策を採択しました。その結果として、1945年に国際連合

(United Nations) が発足しました。

国際連合の設立により、総会、安全保障理事会、国際司法裁判所、そして人権に携わる経済社会理事会 (ECOSOC) を含む6つの主要な組織が確立されました。

国際連合の憲章により、ECOSOCは、「経済や社会といった分野における委員会、ならびに人権を促進するための委員会」を設立する権限を与え





1948年12月10日、国際連合は世界人権宣言を採択しました。自らが休むことなく推し進めてきたこの文書を掲げるエレノア・ルーズベルト。

られました。そのひとつが、人権擁護者でありアメリカ合衆国の国連代表のエレノア・ルーズベルトを委員長とする、国連人権委員会（United Nations Human Rights Commission）でした。同委員会
は、「世界人権宣言」と
なった文書の起草に取り掛かりま
した。1948年12月10日、国際連
合によって採択されたこの宣言
は、実際に施行されている中で
最も普遍的な人権の文書です。そ
の発案者として知られるエレノア・

ルーズベルトは、同宣言を「全人類のための国際的なマグナ・カルタ（大憲章）」と呼びました。

この宣言は、前文と第1条において、すべての人間に生まれながらに備わっている権利を明確に示しています。「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みしめた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が享受され、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言され、…すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」

国際連合の加盟国は、史上初めてひとつの文書としてまとめられ、成文化された人権の30条項を推進するために協力することを誓約しました。その結果、これらの権利の多くは、現在さまざまな形で民主主義国家の憲法に盛り込まれています。





世界人権宣言

世

世界人権宣言は1948年12月10日、国際連合総会において採択、宣言されました。以下のページに掲載されているのがその全文です。この歴史的な決議に続いて、国連総会はすべての加盟国に呼びかけ、この宣言文を広く知らしめ「国や地域の政治情勢に基づいて区別されることなく、それが主に学校その他の教育機関において、普及され、掲示され、読まれ、説明されるようにする」ことを要請しました。

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が享受され、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由の下に社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、

国連総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措施によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。



第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別を受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。



第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取扱いもしくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。



第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。





第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1. 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
2. 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1. すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
2. すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1. すべての人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
2. この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。



第15条

1. すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
2. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1. 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
2. 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
3. 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。



第17条

1. すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
2. 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべての人は、意見を持ちそれを表明する自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。



第20条

1. すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
2. 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
2. すべての人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じ、自己の尊厳と人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。



第23条

1. すべての人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
2. すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
3. 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
4. すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇を持つ権利を有する。

第25条

1. すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
2. 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第26条

1. すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者に等しく開放されていなければならない。
2. 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
3. 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1. すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
2. すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1. すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
2. すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保証すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



Make
human
rights
a reality



国際人権法に ついての 基礎知識

国際人権章典

世

世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) は世界各国で基準として共有されているものです。しかし、これには法的強制力はありません。したがって、1948年から1966年にかけて、国連人権委員会の主要な役目は、この宣言に基づく国際的な人権規約を制定することになりました。

人権委員会 (Human Rights Commission) はふたつの主要文書を作成しました。「市民のおよび政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights、ICCPR)」と「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights、ICESCR)」です。これらはともに1976年、国際法となっています。「世界人権宣言」と合わせて、これらのふ





たつの規約が「国際人権章典 (International Bill of Human Rights)」として知られているものを成しています。

ICCPRの第26条により、国際連合の人権委員会が設立されました。同委員会は18人の人権専門家から成り、ICCPRに調印したそれぞれの国がその条項に従うことを確実にする責任があります。委員会は5年ごとに各国から提出される報告を審理し、その国が規約に従っているかを確認し、国家の遵守実績に関する調査結果を発行します。

また、ICCPRを承認した多くの国は、国家が個人や団体の権利を侵害したという申し立てを、人権委員会が調査することにも同意しました。委員会に訴える前に、告訴側はその国家の裁判所ですべての法的手段を取っていないとはなりません。調査後、委員会はその結果を公表します。それらの裁定には大きな執行力があります。委員会がその申し立てを支持した場合には、国はその人権侵害を是正するよう然るべき措置を取らなければなりません。



人権理事会

2000年代の初期、世界での人権の基準を維持できていないとして、国際連合人権委員会は高まる非難の声にさらされることになりました。その加盟権を拡大し、主要な人権侵害国とされている国々を加盟国に加えたことがその理由のひとつです。その結果、2006年3月、国連人権理事会が委員会に取って代わりました。人権理事会は47の加盟国を持つ政府間機関で、国際的に人権を促進し、保護する任務を担っています。その目的を推し進める機構には、192の国連全加盟国の状況を審査する「普遍的定期審査」、人権問題の専門知識を提供する「諮問委員会」、個人と組織が理事会宛てに人権侵害に対する申し立てを行うための「申し立て手続き」が含まれています。

ヨーロッパの人権機関

300以上の言語に翻訳されている世界人権宣言は、現代のあらゆる人権法と人権規約の基礎となるものです。そうした人権憲章の中に、ヨーロッパ人権条約 (European Convention on Human Rights) があります。

この条約は1953年、合計8億人の国民を擁する47の加盟国から成る欧州評議会 (Council of Europe) によって採択されました。評議会は第二次世界大戦後に組織され、民主主義と法の原則を強化し、促進する目的を有しています。



この条約は、フランス、ストラスブールの欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) によって施行されています。欧州評議会の加盟国によって権利を侵害された個人あるいは組織は、欧州人権裁判所に援助を求めることができます。ただし、申し立てをする場合は、まず、自国の裁判所でのすべての手段に訴えなければなりません。

民主主義による公正な政治体制を確かにするために創設されたもうひとつの組織が、「欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe、OSCE)」です。合衆国、カナダを含む56の加盟国から成っています。加盟国が人権を侵害した場合には、OSCEが各人権団体からの申し立てを審理し、不適切な行いをしたとして非難されている政府からの保護を要求します。

アメリカとアフリカの人権条約

世界人権宣言の理念に基づいて生まれた国際人権規約がさらにふたつあります。米州人権条約 (American Convention on Human Rights) とアフリカ人権憲章 (African Charter on Human Rights) です。

米州人権条約は1969年に南北アメリカの各国により採択され、1978年に発効されました。この条約に従って、同条約の条項に対する遵守を監視する人権委員会と人権裁判所が設置されました。

人間と人民の権利憲章 (African Charter on Human and People's Rights: アフリカ人権憲章) は1986年に発効し、50以上のアフリカ諸国によって批准されています。この憲章は、自由権規約 (市民的・政治的権利) だけでなく社会権規約 (経済的・社会的・文化的権利) をも網羅しています。1987年には、同憲章を解釈し、実施状況を監視する委員会が設立されました。





理想と現実

今

日では、国際連合の全192の加盟国が世界人権宣言を採用しています。そして、その宣言を保護する多数の国際法が存在しています。

人権は確かに存在します。それはほとんどの国で少なくとも建前上は認められており、多くの国の憲法の中心を成しています。とはいえ、実際の世界情勢は、世界人権宣言によって構想された理想とは遠くかけ離れています。多くの人にとっては今なお、人権を完全に実現することは、遠く、達成不可能な目標です。国際人権法でさえ強制力を十分に行使できず、申し立てをしても長い年月と莫大な費用がかかるかもしれません。これらの国際法は一定の抑止力を発揮していますが、毎日のように発生している人権侵害という厳しい現実が示すように、人権を保護するには十分ではありません。差別は世界中で横行しています。自分の信念を発言



「人類社会の

すべての構成員の
固有の尊厳と平等で
譲ることのできない権利とを
承認することは、
世界における自由、
正義及び平和の基礎である。」
世界人権宣言

したために何千もの人々が投獄されています。拷問や、政治犯の不当な逮捕・投獄は日常茶飯事で、裁判が行われないこともしばしばです。いくつかの民主主義国家でさえ、こうしたことがまかり通っているのです。2,700万人が奴隷生活を送っており、その数は奴隷売買が行われていた1800年代の倍になります。文字を読むことができない成人は10億人を超えます。人権侵害の規模を考えると（しかも、ここに挙げたものはそのほんの一部にすぎないのですが）、9割もの人々がこれら30の権利の3つも挙げる事ができないというのは驚くにあたらないでしょう。



人権を求める 主張

多

くの人々が自分の権利に気付いていないという現状を見ると、このような疑問が生まれます。一体誰が、人権が尊重されるようにするのか？

この問いに答えるには、世の中を変え、現在私たちが有している人権が築かれることに貢献した人々からヒントを得ることができるでしょう。ここに紹介する人道主義者たちは、平和や進歩は人権なしには達成

されないことを認識していたからこそ、人権のために立ち上がりました。

彼らはそれぞれ、世界に非常に重大な変化をもたらした人々です。

マーティン・ルーサー・キング・ジュニアは1960年代にアフリカ系アメリカ人の権利を擁護し、このように訴えました。「どこかにある不正は、あらゆるところの公正に対する脅威です。」

圧制に対する平和的抵抗の偉大な提唱者、マハトマ・ガンジーは非暴力についてこう述べてました。「非暴力は人類が使うことのできる最大の力です。人間が創った最も強力な破壊兵器よりも強力なのです。」

アメリカ合衆国の独立宣言の主な起草者であるトマス・ジェファソンはこう述べています。「人間の生活と幸福を破壊することではなく、それらを保護することが、良い政府の持つ第一の、そして唯一の正当な目標である。」

これらの人々はそれぞれ、非常に強い影響力を持つ人権支持者として、生涯にわたり発言し続けました。あなたにもできます。



「人にはすべての宗教を持つて生きる自由があり、他の人の権利を侵害しないという条件のもと、どのような仕事でも選ぶ自由がある。…私は奴隷制を否定し…奴隷として人間を売買することを禁止した…そのような因習は世界中で根絶されるべきである。」キュロス大王 ペルシア(紀元前585年-529年)▼



アメリカ合衆国の独立宣言の主な起草者、トマス・ジェファソンは、こう述べています。「我らは以下の諸事実を自明なものと考えます。すべての人間は平等につくられている。創造主によって、生存、自由そして幸福の追求を含むある侵すべからざる権利を与えられている。」◀



「どこかにある不正は、あらゆるところの公正に対する脅威です。」 マーティン・ルーサー・キング・ジュニア 1960年代にアフリカ系アメリカ人の権利を主張した指導者 ▶



18世紀のフランスで宗教弾圧に対して激しく闘ったボルテールは、「私はあなたの言ったことを認めません。ですが、あなたがそれを言う権利を最後まで守ります」と記しました。▼



マハトマ・ガンジーは非暴力についてこう述べました。「非暴力は人類が使える最大の力です。人間が創った最も強力な破壊兵器よりも強力なものです。」◀



1964年、アパルトヘイト(人種隔離政策)時代の南アフリカ政府によって裁判にかけられたネルソン・マンデラはこう述べました。「私が抱いてきた理想は、すべての人が手を取り合い、対等な機会を与えられて共存する、民主的で自由な社会だ。」▶





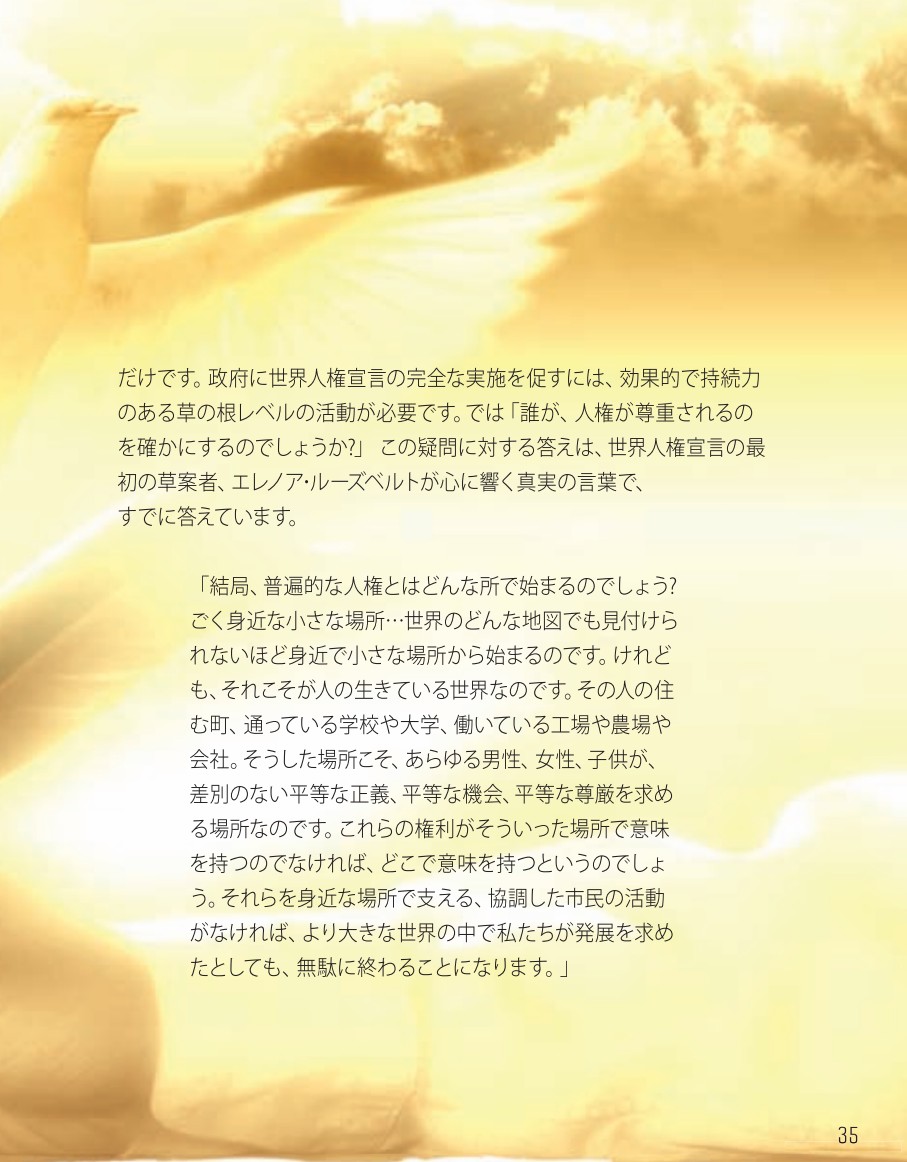
人権支持者になる

今

日、人権を実現させることに取り組む人々の中には、有名な人もそうでない人もいるかもしれません。しかし、彼らはみな、すべての人間は平等の権利を持って生まれてきたこと、権利におけるいかなる不平等も不正であるという信条を現実のものにしようという情熱的な使命を共有しています。

時に、人は自分が大したことを成し遂げていないと感じるかもしれません。過去に人権のために強く永続的な影響を生み出した人々も、同じことを感じてよかったのかもしれません。ですが、彼らはそうは感じませんでした。だから世の中を変えたのです。今日私たちは、そうした人々の大半が持っていなかったものを持っています。人権は確かに存在し、一般的に受け入れられています。目指すゴールは遠く見えるかもしれませんが、何億という人々が、人権の存在していなかった時代に比べれば比較にならないほど良い生活を享受しています。過去、行動を起こした人々が違いをもたらしたのです。長い目で見れば、政府が世の趨勢を定めることはありません。政府は人々の間にすでに確立されたものを取り入れる





だけです。政府に世界人権宣言の完全な実施を促すには、効果的で持続力のある草の根レベルの活動が必要です。では「誰が、人権が尊重されるのを確かにするのでしょうか？」この疑問に対する答えは、世界人権宣言の最初の草案者、エレノア・ルーズベルトが心に響く真実の言葉で、すでに答えています。

「結局、普遍的な人権とはどんな所で始まるのでしょうか？
ごく身近な小さな場所…世界のどんな地図でも見付けられないほど身近で小さな場所から始まるのです。けれども、それこそが人の生きている世界なのです。その人の住む町、通っている学校や大学、働いている工場や農場や会社。そうした場所こそ、あらゆる男性、女性、子供が、差別のない平等な正義、平等な機会、平等な尊厳を求める場所なのです。これらの権利がそういった場所で意味を持つのであれば、どこで意味を持つというのでしょうか。それらを身近な場所で支える、協調した市民の活動がなければ、より大きな世界の中で私たちが発展を求めたとしても、無駄に終わることになります。」





ユナイテッド・フォー・ヒューマンライツ

1920 Hillhurst Avenue #187, Los Angeles, CA 90027 USA

Tel: (323) 661-1144 · Fax: (323) 661-1194

jp.humanrights.com · info@humanrights.com

